

(様式第9aの1/4)
 受付番号(JETで記載します。)
 受付年月日(JETで記載します。)

発信番号

年 月 日

低圧系統連系保護装置等認証部分変更届 兼認証証明書記載事項変更届

一般財団法人電気安全環境研究所 殿

認証取得者
 会社名:
 代表者名:

下記の認証モデルについて、設計を変更したいので、低圧系統連系保護装置等認証業務規程第15条第1項の規定により、届出ます。また併せて、認証証明書について、記載事項の一部に変更が生じたので、低圧系統連系保護装置等認証業務規程第14条第1項の規定により、届出ます。

記

認証番号:

変更の理由:

変更実施予定年月日:

設計変更及び記載事項変更の内容:

変更の別	変更事項	変更前	変更後	備考
<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 記載事項				
<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 記載事項				

(注: 変更内容の詳細を説明した資料を添付して下さい。)

部分変更確認書の発行希望
 (にチェック願います)

: 希望する: 希望しない(完了通知書が発行されます)

認証取得者の責任者

会社名:

所属部署:

氏名:

印(必ず押印して下さい。)

住所:

電話及びFAX番号:

E-mail:

(次頁に続く)

(様式第9aの2/4)

□: 保護機能の仕様及び標準(整定)値の変更点なし。

保護機能の仕様及び標準(整定)値 (標準値は、出荷時の整定値です。)(□ にチェック願います)

保護機能		標準値		
		□太陽電池回路部 □ガスエンジン回路部 □燃料電池回路部 □蓄電池※ ¹ 回路部 □直流バス部※ ²	複数直流入カシステム(マルチ入カシステム)の場合 □蓄電池 □電気自動車等搭載蓄電池 不要な場合は“-”を記載して下さい。	複数直流入カシステム(マルチ入カシステム)の場合 □蓄電池 不要な場合は“-”を記載して下さい。
交流過電流 ACOC	検出レベル	A		
	検出時限	秒		
直流過電圧 DCOVR※ ²	検出レベル	V	V	V
	検出時限	秒	秒	秒
直流不足電圧 DCUVR※ ²	検出レベル	V	V	V
	検出時限	秒	秒	秒
直流分流出検出	検出レベル	mA		
	検出時限	秒		

保護リレーの仕様及び標準(整定)値 (標準値は、出荷時の整定値です。)

保護リレー		標準値	整定範囲
交流過電圧 OVR	検出レベル	V	
	検出時限	秒	
交流不足電圧 UVR	検出レベル	V	
	検出時限	秒	
周波数上昇 OFR	検出レベル	50Hz	Hz
		60Hz	Hz
検出時限		秒	
周波数低下 UFR	検出レベル	50Hz	Hz
		60Hz	Hz
検出時限		秒	
逆電力 RPR	検出レベル	W	
	検出時限	秒	
逆電力 蓄電池GB	検出レベル	W	
	検出時限	秒	
逆電力 電気自動車等搭載 蓄電池GB	検出レベル	W	
	検出時限	秒	
復電後一定時間の遮断装置投入阻止		秒	
電圧上昇抑制機能	検出レベル (進相無効電力制御)	V	
	検出レベル (出力制御)	V	
	出力抑制値		

指定力率 (標準値は、出荷時の整定値です。)

力率一定制御	標準値	設定範囲
		□設定値固定, □設定範囲:

単独運転検出機能の仕様及び整定値 (標準値は、出荷時の整定値です。)

検出方式		標準値	設定範囲	
受動的方式	□電圧位相跳躍検出方式	検出レベル	□設定値固定, □設定範囲:	
	□周波数変化率検出方式	検出要素	-	
	□その他	検出時限	秒	-
		保持時限※ ³	秒	-
能動的方式	□ステップ注入付周波数 フィードバック方式	検出レベル	□設定値固定, □設定範囲:	
	□周波数シフト方式	検出要素	-	
	□無効電力変動方式 □その他	検出時限	□瞬時 □その他: 秒	-

速断用(瞬時)過電圧の整定値 (標準値は、出荷時の整定値です。)

保護リレー		標準値
瞬時交流過電圧	検出レベル	V
	検出時限	秒

※1: 電気自動車等搭載蓄電池を含みます。

※2: 直流バス(直流電力変換装置と逆変換装置を接続する場所)を指します。

※3: FRT要件対応品は、保持時限欄は「-」を記載して下さい。

(様式第9 a の3/4)

添付書類 1/2

受付番号:(JETで記載します。)

認証申込補足書及び認証申込みに関する確認事項

1. 送付先等の確認(□ にチェック願います)

1) JETからのお問い合わせ先;

認証申込者の責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

2) 認証証明書、試験成績書の送付先;

認証申込者の責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

3) 試験料等の請求書の送付先;

認証申込者の責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

(「請求書宛名」が認証申込者と異なる場合を希望するときは、その旨を「2. その他(連絡事項など)」にご記入願います)

4) 試験済品等の返還;

・着払いにて返送を希望

認証申込者の責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

・引き取る

・JETでの廃棄を希望(小型のものに限る、廃棄に係る費用は認証申込者が負担する)

連絡先1:

会社名:

住 所:

所属部所・役職:

氏 名:

TEL:

FAX:

E-mail:

連絡先2:

会社名:

住 所:

所属部所・役職:

氏 名:

TEL:

FAX:

E-mail:

2. その他(連絡事項など)

低圧系統連系保護装置等認証の部分変更申込みに係る承諾事項

次の事項をご承諾いただいた上で、低圧系統連系保護装置等認証(以下、「認証」という。)申込書をご提出ください。

1. 認証申込みを行うに際して

- 1) この申込みは、試験品及び必要書類受領後に完了します。なお、認証完了前に提出書類の不備・過不足等あれば、速やかに準備し提出します。
- 2) JET の認証に係る「低圧系統連系保護装置等認証業務規程」を含む要求事項に常に適合するようにします。
- 3) 認証の要求事項に必要な準備をすべて行います。
この準備には、認証製品試験、工場調査及び苦情の解決のために必要な文書の調査並びに認証に関するすべての場所への立ち入り、記録(内部監査報告を含む)の閲覧及び組織関係者との面談のための用意を含みます。
- 4) 認証の対象となっている低圧系統連系保護装置等及び系統連系用インバータ等についてだけ認証されていることを表明します。
- 5) JET の評価を損なうような認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は範囲を逸脱すると JET が考えるような認証に関する表明は行いません。
- 6) 認証の抹消及び認証の取消しを受けた場合には、認証に言及しているすべての宣伝・広告などを中止し、JET の要求がある場合に認証証明書を返却いたします。
- 7) 認証証明書、認証試験成績書及びそれらの一部であっても、誤解を招くような方法で使用しません。
- 8) 文書、パンフレット又は宣伝・広告等の媒体で認証について触れる場合には、JET の要求事項に従います。
- 9) 認証後に適合性に影響を与える可能性のある変更を行う場合には、その旨を速やかに JET に通知します。
- 10) 申込み内容の変更が生じた場合には、速やかに書面(「認証証明書記載事項変更届」又は「部分変更届」等)をもって JET に提出します。
- 11) 認証申込者に起因する理由で申請を取下げの場合は、書面をもって通知するとともに、それまでに発生した認証製品試験及び工場調査などの別途定める手数料表による実費を支払います。
- 12) 認証申込者は、初回工場調査及び定期工場調査等の実施について要求されたときは、JET 職員が協力会社を含む製造工場に立ち入り、必要な調査を受けることに同意します。
- 13) JET が認証する製品については、工場調査を受けた登録工場で認証製品を製造した製品について、認証ラベルを貼付し出荷します。それ以外の工場、他の場所では認証ラベルを貼付した製品を製造及び出荷しないことに同意します。
- 14) 受付確認日より6ヶ月以内にJETが試験品及び必要書類を受領出来ないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。

2. 試験品について、

- 1) 試験品の受け渡しは、電力技術試験所又はJETの指定する事業所とします。なお、これら輸送に係わる責任は認証申込者となります。
- 2) 送付された試験品等に損傷又は欠陥があつて、JETが申込者にこの旨をお知らせしたときは、速やかに対策を講じます。
- 3) JET は、試験品を返還するときは、試験を終了した状態(以下、「試験済品」という)又は改善指摘時の状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。
- 4) 認証申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、認証申込者が負担するものとします。

3. 認証申込者及び認証取得者の義務について

- 1) 利害関係者からの苦情及び是正処置の記録の保管をします。また、JET からの要望がある場合は、それらの記録などの情報を JET へ提供します。
- 2) 是正処置への対応をします。
- 3) 認証を受けた事項に変更が生じた場合は、「認証証明書記載事項変更届」又は「部分変更届」等を提出します。
- 4) 認証証明書、認証試験成績書などについて、複写する際にはすべての頁を複写します。なお、部分複写して使用する場合には、書面によりJETの承諾を受けます。
- 5) その他、認証申込者は「低圧系統連系保護装置等認証業務規程」の規定を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意します。

4. 部分変更申込みについて

- 1) 本申込を電子ファイルにて行う場合は、電子ファイルを原本とすることを承知します。

認証申込者は、認証の申込みにあたり、以上の事項を確認しました。

確認事項の内容を承諾します。(にチェック願います)